

## 独立行政法人情報処理推進機構研究員に関する規程

制定 平成 16 年 1 月 5 日 2003 情総第 35 号  
最終改正 令和 3 年 3 月 31 日 2020 情総第 1411 号 一部改正

### (委嘱)

第 1 条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、機構の業務を的確かつ円滑に推進するため、高度の専門知識を有する者を研究員として委嘱することができる。

### (適用範囲)

第 2 条 研究員の取扱いについては、他に特段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第 3 条 研究員とは、企業、大学、自治体等からの出向者をいう。

### (任務)

第 4 条 研究員は、当該業務を担当する理事、センター長、部長又はグループ等の長の命を受けて、その所掌する事務のうち、専門的な知識又は経験を必要とする事務を処理する。

### (区分等)

第 4 条の 2 研究員は、常勤と非常勤とに区分する。

2 研究員のうち、特に優れた専門的な知識又は経験を有する者であって指導的役割を任ずるものについて、主任研究員の名称を付与することができる。

### (就業規則)

第 5 条 研究員の就業に関する次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める独立行政法人情報処理推進機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）の規定を準用するものとする。ただし、非常勤の研究員については、第 2 号から第 5 号まで及び第 8 号の規定は準用しない。

- |                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| (1) 勤務心得              | 第 3 条から第 5 条まで           |
| (2) 勤務時間、休憩及び休日       | 第 6 条及び第 8 条             |
| (3) 時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務 | 第 9 条、第 9 条の 2 及び第 1 2 条 |
| (4) 出勤及び欠勤等           | 第 1 3 条及び第 1 4 条         |
| (5) 休暇                | 第 1 5 条から第 1 7 条まで       |
| (6) 出張                | 第 1 8 条                  |
| (7) 表彰                | 第 3 0 条                  |
| (8) 保健衛生              | 第 3 2 条から第 3 4 条の 4 まで   |

### (研究員手当)

第 6 条 研究員に対し、研究員手当（以下「手当」という。）を支給する。

2 常勤の研究員の手当は、月額とする。ただし、当該研究員が月の途中で委嘱され、若しくは解嘱され又は対象となる月に委嘱された業務に従事しない日があるときは、当該月の手当は、日割計算をもって得た額とする。

3 非常勤の研究員の手当は、日額とする。ただし、当該研究員の勤務状態に応じ、勤務 1 時間当たりの単価計算をもって得た額とすることを妨げない。

4 研究員の手当の支給日は、常勤の研究員にあっては当該手当の対象となる月の 1 8 日、非常勤の研究員にあっては当該手当の対象となる月の翌月 1 8 日（その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日）とする。

5 研究員の手当の額の決定、日割計算の方法その他必要な事項は、別に定める研究員手当算定基準によるものとする。

(出張)

第7条 研究員が旅行命令により出張するときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、別表及び理事長が別に定めるところによるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、研究員の旅費に関しては、独立行政法人情報処理推進機構旅費規程(平成16年1月5日 2003情総第78号)及び独立行政法人情報処理推進機構旅費規程の運用について(平成16年1月5日 2003情総第79号)の規定を準用するものとする。なお、これら規程等において、「役員」又は「参事」とあるのは「役員相当職の研究員」と、「2等級以上の職務にある者」とあるのは「センター長、副センター長、部長又は副部長相当職の研究員」又は「グループ等の長相当職の研究員」と、「3等級以上の職務にある者」とあるのは「上記以外の研究員」と、それぞれ読み替えるものとする。

(解嘱)

第8条 研究員は、委嘱された業務が完了したとき又は理事長が必要と認めたときは、解嘱されるものとする。

(覚書)

第9条 研究員を委嘱するときは、理事長又はその委任を受けた者は、研究員の所属する機関の長と当該研究員の委嘱に関し、必要な事項について覚書を締結するものとする。

(特例)

第10条 外国から招へいされた研究員又は特に高度の専門知識を有する研究員の取扱いについて、この規程の規定によりがたいときは、その都度理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月5日から実施する。

附 則(平成16年3月26日 2003情総第152号)

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成22年4月6日 2010情総第3号)

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月19日 2010情総第24号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月13日 2016情総第148号)

この規程は、平成29年3月10日から施行する。

附 則(平成30年3月30日 2017情総第422号・一部改正)

この規程は、平成30年3月30日から施行する。

附 則(平成30年6月29日 2018情総第121号・一部改正)

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月19日 2019情総第620号・一部改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日 2020情総第1411号・一部改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

内国旅行の日当及び宿泊料

区 分	日 当	宿 泊 料	
		甲 地 方	乙 地 方
役員相当職の研究者	3,000	14,800	13,300
センター長、副センター長、部長又は副部長相当職の研究者	2,600	13,100	11,800
グループ等の長相当職の研究者	2,600	13,100	11,800
上記以外の研究者	2,200	10,900	9,800

備考 宿泊料の欄中、甲地方とは次の地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区
神奈川県	横浜市、川崎市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市、堺市
兵庫県	神戸市
広島県	広島市
福岡県	福岡市

備考 車中泊の場合には、宿泊料は支給しない。

別表

外国旅行の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び死亡手当

区分	鉄道賃		船賃			航空賃	車賃	日当		宿泊料		死亡手当
	3区分以上の場合	2区分の場合	最上級の運賃が更に2区分以上の場合					指定都市	指定都市以外	指定都市	指定都市以外	
			4	3	2							
役員相当職の 研究員	最上級	上	上	2	中	下	ビジネス クラス相当	8,300	7,000	25,700	21,500	580,000
センター長、 副センター長、 部長又は 副部長相当職 の研究員							実費	7,200	6,200	22,500	18,800	520,000
グループ等の 長相当職の 研究員							エコノミークラス 相当	7,200	6,200	22,500	18,800	520,000
上記以外の 研究員								6,200	5,200	19,300	16,100	460,000
	最上級の直近 下位			3	下							

備考 日当及び宿泊料の欄中、指定都市とは次の地域をいい、指定都市以外とはその他の地域をいう。

北米地域		ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン
欧州地域	西欧	ジュネーブ、ロンドン、パリ
	東欧	モスクワ
中近東地域		アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド
アジア地域		シンガポール
アフリカ地域		アビジャン